

京丹後市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成19年度に実施した監査の結果を、次のとおり公表します。

平成20年3月3日

京丹後市監査委員 小松 通男

京丹後市監査委員 松本 信之

1 監査の種類 定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査の期間 平成20年1月8日から平成20年2月28日まで

3 監査の方法等

各種事務事業及び財務に関する事務の執行について、例月出納検査の状況も参考としながら、各部より課を選定し、書面審査及びヒアリングにより監査を行った。

併せて、当該対象課の超過勤務の命令及び時間管理について、平成19年10月の関係書類とヒアリングにより確認を行った。

4 監査対象部課等

【一般会計・特別会計】

企画政策部	総合戦略課
総務部	総務課
生活環境部	医療保険課
保健福祉部	子育て支援課
農林水産部	農村振興課
商工観光部	丹後の魅力総合振興課
建設部	管理課
上下水道部	下水道課
教育委員会	社会教育課

【公営企業会計】

上下水道部 水道課
病 院 弥栄病院・久美浜病院

5 監査における重点事項

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 支出事務は適正に行われているか。
- (3) 契約事務は適正に行われているか。
- (4) 補助金交付事務の取扱は適正に行われているか。
- (5) 事業目的に即した十分な事業効果が得られているか。
- (6) 財産管理は適正に行われているか。
- (7) 滞納整理は適正に行われているか。
- (8) 時間外勤務における勤務命令は適時に行われ、時間管理は適切か。

6 監査の結果

超過勤務については、職員の健康管理や財政的見地からも、職場内でのいっそうの計画的な職務遂行に努めるとともに、所属長等は、超過勤務内容の事前の把握を基本とし、時間管理の徹底を図られたい。

事務事業及び財務に関する事務の執行については二重払い、支払い事務処理の遅れ、滞納対策や効果的な行財政運営の遂行等において、一部に検討、改善を必要とする事例が見られた。

また、合併後、4年目となるが、補助金・交付金について、交付金額の根拠が旧町時のままで、様々な態様により均衡の図れていないものについては、新市として一体感の醸成や均衡ある事業推進の観点からも更なる検討が必要と思われる。

なお、財政運営にあたっては、限られた財源の中で、効率的な執行を図るためにも、費用対効果を常に意識し、財政の健全化を基調に、全職員の徹底した意識高揚が求められている。

職員一人ひとりが「経営感覚」と「市民目線」に敏感な視点を持ち、市民サービスを低下させることなく最小の経費で最大の効果を挙げることを基本に、市民福祉の向上と地域社会の発展による魅力あるまちづくりに向けて、更なる努力を傾注されるよう望むものである。

指摘・要望事項

〔I〕 総括的事項

1 超過勤務について

超過勤務の取り扱いについては、本来、所属長が事前に業務内容を確認の上、必要な時間について命令するものである。

しかし、多くの職場において、個々の職員が勤務命令簿を保管し、事後にまとめて所属長に報告している状況が見受けられた。

課長等を対象に労務管理研修も実施されているところであるが、適切な勤務管理について、いっそうの徹底を図らねばならない。

また、特定の職員に長時間にわたる超過勤務が集中している職場もある。業務の専門性からやむを得ない状況もあるが、健康管理上の点からも職場内での体制について、随時改善が必要と思われる。

なお、出勤タイムカードの印字と超過勤務命令時間との不整合はなかった。

2 事務事業の執行について

各種事務事業の執行にあたっては、説明責任が厳しく問われる中、市民の目線に立ち、公平性・透明性の徹底といっそうの経済性・効率性・有効性の確保に、引き続き努力されたい。

3 支出事務について

① 二重払いが発生しているが、多くは業者からの報告によるものであり、行政に対する信頼を失墜することになるので、支出時の確認の徹底による適正な事務執行に努められたい。また、支払い事務処理の遅れも散見されるが、適切な事務処理を励行されたい。

② 支出負担行為は予算措置や契約確認等、事業の適正執行を図るための重要な手続きであり、会計規則第43条において支出負担行為の手続きが、また、同規則第45条では支出負担行為の時期・範囲・添付書類等を明示しているが、契約時に速やかにされるべき支出負担行為の遅延が極めて多いので注意されたい。

特に、委託料・補助金や工事請負等で事業完了後の支出負担行為が多数見受けられるので、適切な事務執行に努められたい。

4 契約事務について

随意契約は、競争入札の例外として、地方自治法施行令第167条の2第1項及び京丹後市契約規則第41条で契約範囲を明示しているが、理由が明確でないものが見受けられる。また、公正かつ経済性の観点からも、複数の業者から見積書を徴することが原則であり、特に一者による随意契約の場合は契約業者の選定理由を明確にする必要がある。

5 補助金・交付金について

補助金交付事務にあたっては、事業内容と交付の必要性及び効果を十分検証するとともに、交付額根拠の明確性と公平性の確保に引き続き努力されたい。また、旧町時のままの積算による交付金額で、様々な態様によるものも散見された。

6 滞納金について

税、料金等の多大な滞納金額は、住民負担・利用者負担の公正・公平の観点からも、また、市の厳しい財政環境の下で極めて深刻な状況と言える。滞納額は増加傾向にあり、解消にむけた緊急かつ積極的な対応に努められたい。

7 財産管理について

施設、設備等の取得・更新等にかかる財産管理について、事業の正確かつ適正な執行の観点からも、財産管理台帳の整備等、財産に係るいっそうの適切な管理・掌握が必要と思われる。

【Ⅱ】 個別事項

【総合戦略課】

薬草を活用した観光と市の魅力のPRとするため、薬草園の再整備や栽培実証研究を初めとした薬草活用調査事業を実施しているところであるが、実施内容の検証を行う中で、将来構想と展望を踏まえつつ、地域資源を活用した振興策が進むことを期待するものである。

【総務課】

峰山庁舎における空調設備の保守点検委託について、複数業者からの見積もり徴取を行ったことにより、大幅な経費節減が図られた。今後とも、各種の契約において、契約規則に則した適正な契約事務の遂行に努められたい。

【医療保険課】

間人診療所を利用する高齢者や障害者等の利便を図るため、旧町時より休診日を除いて無料バスを(株)テンキテンキ村に運行委託している。市所有のマイクロバスの維持管理経費を含め、年間4,410千円の委託料額（実日数242日）であるが、一日の平均延べ利用者数は10人程度となっている。現在、フリー乗車での低額運賃バスが運行されている区間もあり、これらとの関係から調整・検討が必要と思われる。

【子育て支援課】

保育所バス運行業務委託、認可外保育施設運営補助金等、毎月支払いをすべきものを始めとして、支払い事務処理の遅れが見受けられる。行政への不信につながるものであり適切な事務管理と執行に努められたい。

保育料の滞納整理については、保育現場も含めた徴収対応の工夫、強化が図られているところであるが、滞納額は増加傾向にあり、公正性の観点からも引き続き努力されたい。

【丹後の魅力総合振興課】

丹後ファッションウィーク開催補助金（支出額11,400千円）、京丹後ブランドチャレンジショップ運営補助金（支出額16,000千円）、京丹後ブランド品販売促進支援補助金（支出額2,976千円）等、ちりめんを初めとした地場産品の情報発信やブランド産品の紹介、販路拡大等の取り組みに対する補助金について、事業効果の検証を重

ねながら、効果的な事業補助となるよう期待するものである。

【農村振興課】

農産物の生産状況、消費者ニーズを把握し、地域農産物流通体系の確立を図るため、農産物流通体系構築事業を継続事業（前年度決算 2,990 千円、本年度予算 4,000 千円）として実施しているところであるが、大幅な事業縮小（委託料 700 千円）の予定である。契約書も未締結となっており、より計画的な事業執行が望まれる。

【下水道課】

財産管理について、設備・機械等の保守及び今後の事業推進の上で、取得日・価額、配置等を明示した管理台帳の調製が必要と思われる。

また、合併前の下水道工事における分担金及び基本料金が滞納となっているが、時効（5 年）も発生しており、公平・公正の観点や今後の事業推進を図る上からも早期の適切な対応に努められたい。

【社会教育課】

公民館活動及び運営にかかる地区公民館活動交付金（予算額 19,895 千円）について、旧町ごとの交付額を基本に交付しているため、交付額の基礎に大きな差異が見受けられる。新市発足後、4 年目となり、新市における均衡ある公民館活動の振興を図る観点からも、交付基準等の調整が必要と思われる。

また、活動実態のない活動交付金が交付された事例が判明し、過年度に遡っての返還措置が発生している。いっそうの活動把握に努められたい。

文化協会補助金(6 文化協会、総額 4,410 千円)についても、旧町からの交付額を基本に交付しているため、多様な交付内容となっている。新市において、総合的な文化振興を図る観点からも、交付基準等の調整が必要と思われる。

【水道課】 水道事業会計

水路管路情報システムリース（予算額 14,400 千円）、滞納集金システムリース（予算額 1,080 千円）のリース料が予算化されているが、それぞれ不執行となる見込みである。これまでの事業推進の経緯と今後の展望に立ち、より計画的な予算化と執行に努められたい。

また、現場等からの連絡や緊急時に対応するために貸与している公用の携帯電話については、利用明細の把握等、適正な管理に努められたい。

一方、多大な金額の滞納金が発生している(平成19年12月末で過年度分72,949千円、現年度分45,667千円)。滞納額も高額化・常態化の傾向にあり、使用者負担の公平の徹底からも、滞納者の状況把握に鋭意、努めるとともに、いっそうの積極的かつ速やかな対応を望むものである。

【弥栄病院・久美浜病院】 病院事業会計

両病院の多岐にわたる契約において、同種の契約であっても契約内容の違いが多く見受けられるが、経費節減を図るための相互の研究等、経営の健全化に向けた、よりいっそうの情報交流が必要と思われる。